



とっばずれ



銚子東ロータリー・クラブ Weekly Bulletin NO. 2019



銚子・銚子東RC合同スポーツ大会

第2019回 例会 平成25年9月3日

点 鐘 … 宮内 博会長
国 歌 … 君 が 代
ロータリーソング … 奉 仕 の 理 想
来訪ロータリアン紹介

… 親睦活動・家族委員会

会 長 挨拶 … 宮内 博会長
御 祝 披 露 … 宮内 博会長
誕 生 祝 … なし
結 婚 記 念 日 … なし
入 会 記 念 日 … なし

幹 事 報 告 … 釜谷 藤男 幹事

ニコニコBOX … 親睦活動・家族委員会

卓 話

「ふるさと銚子と私」 中川 進 会員

出 席 報 告 … 出席・プログラム委員会

来週のパログラム (平成25年9月10日)

卓 話

「未定」

千葉科学大学留学生 (米山奨学生)

呉 宏霞 氏

第3回定例理事役員会 (例会終了後)

お食事「膳」



ENGAGE ROTARY CHANGE LIVES

ロータリーを實踐し みんなに豊かな人生を

2013~2014年度 RI会長 ロンド. バートン

第 2018 回例会(平成 25 年 8 月 27 日)

会長挨拶

宮内 博

8/21(水)は両ロータリーの合同スポーツ大会が開催されまして大勢の皆様に参加頂きました。結果は団体戦では見事我クラブが勝利しました。個人戦は銚子RCの白濱さんが優勝でした。ボーリングの後は甚作にて表彰式そして懇親会が行なわれ楽しいひと時を過ごしました。

本日は出席についてお話しします。ロータリーライフの第一歩は、まず毎週例会に出席することから始まります。ロータリーの奉仕哲学は「利己と利他の心」をたくみに調和させる哲学です。ロータリークラブが職業人の集団である以上、会員の事業の安定と発展なしにはロータリー運動を維持することはできません。ロータリアンの事業の安定を図る方策は、物質的互惠から精神的互惠を経て、職業奉仕の実践に移行し現在にいたりました。奉仕哲学を探究しつつ、永年のロータリー活動を通じて蓄積された膨大な情報こそ、ロータリアンの事業を進展させ、企業経営に健全に導く貴重な情報ともいえるでしょう。

善意に満ちたロータリアンが毎週1回集う例会は、あらゆる職業情報の交換の場でもあります。どんな深刻な問題でも機密事項でも、他に漏洩したり本人の不利になることなく、皆が真剣に相談相手になってくれるはずです。その前提になるものこそ、ロータリーの友情なのです。

米山梅吉は「ロータリーの例会は人生の道場である」と語っています。例会の目的は、職業上の発想の交換を通じて、分かち合いの精神による事業の持続性を学び、友情を深め、自己改善を計ることにあり、その結果として奉仕の心が育まれてきます。自己改善は終生続けられるべきですから、ロータリアンに定年はないし、ロータリー運動には終結もありません。例会出席がロータリーライフの前提となるゆえんはここにあるのです。

例会は、お互いが切磋琢磨して自己研鑽に励む貴重な修練の場であるがゆえに、例会運営にあたる人は、事業に従事すべき貴重な時間を割いて例会に参加する会員に、それに値するメリットを与える義務があるのです。限られた時間の中で、いかに有益な情報を効果的に提供するかを真剣に考えて実行しなければなりません。参加者の心に深い感銘を与える内容であってこそ、例会出席の意義が満たされるのです。

例会の場を通じてロータリーの理念を学び、自己改善を積んだからこそ、下請業者や従業員や顧客の犠牲のもとに不当な利潤を追求したり、後ろめたい気持ちで濡手に粟の暴利を貪るよりも、企業モラルの昂揚を目指しながら、信頼に基づいた継続的な取引の中から適正な利潤を得ることが、事業を成功に導く道であることに気づいたのです。

例会で学んだ奉仕の理念を、自分の職場に活かすとともに、自分が属する業界に広め、地域社会全体の職業モ

ラルを高めることが職業奉仕だと考えれば、例会を休むことは、自分自身はもちろんのこと会員全体に、さらに地域社会の全てに大きな損失を与えることとなります。

幹事報告

1・ガバナー事務所より

9月ロータリーレートのお知らせ 1\$=100円 受領

2・銚子市体育協会より

第39回関東近県中学生選抜野球大会終了について(御礼) 受領

3・銚子市交通安全都市推進協議会事務局より

・平成25年秋の交通安全運動実施要綱の送付について
・被表彰候補者の推薦について(依頼) 受領

4・例会変更のお知らせ

佐原RCより

9/19(木) 点鐘 18:30 「寿茂登」夜間月見例会の為 受領

☆活動計画書受領 成田空港南RC

☆週報受領 佐原RC

卓 話

『教育資金贈与専用口座』について

土井 英二 会員

本日は「教育資金贈与専用口座」について、お話をさせていただきます。この制度は平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に祖父母さまから、



30歳未満のお孫さまに対し、教育資金を一括して贈与する場合、お孫さま1人につき1500万円までは、贈与税が非課税となる制度です。そのうち、学習塾などの学校以外に支払われる教育資金は500万円が限度となります。

祖父母さまからお孫さまへの贈与と申しましたが、今回の制度は直系尊属からの贈与が対象となりますので、父、母、祖父母、曾祖父母さまから子、孫、曾孫さまへの贈与も非課税の対象となります。

これまでの税制でも、都度贈与といわれる扶養義務者(配偶者、祖父母、兄弟など)から、その都度必要な学費や生活費を渡す場合には贈与税はかかりませんでした。例えば、大学の入学金を祖父母さまが出してあげても、贈与税はかかりませんが、大学の4年間の学費を一度に出してあげると、都度必要な教育資金という概念からはずれてしまう為、贈与税がかかります。

では「教育資金贈与専用口座」作成の流れについてご説明します。まず、祖父母さまとお孫さまとの間で贈与契約書を締結し、贈与する金額を決めていただきます。贈与契約後2ヵ月以内に贈与する金額と必要書類を金融機関に持参し、お孫さま名義で教育資金非課税専用の口

座を作成します。同時に教育資金非課税申告書を金融機関に提出していただき口座の作成は完了です。

次に「教育資金贈与専用口座」から教育資金のお引き出し方法についてご説明します。お引き出し方法は金融機関によって異なりますが、当行の場合は、①お客様ご自身で教育資金を支払い後に、領収書等を当行にご提出いただき、当該資金を引き出す方法 ②あらかじめ口座から資金を引き出し教育資金を支払った後に、領収書等を窓口にご提出いただく方法がございます。

いずれの場合も、教育資金の支払いを証明する領収書等の原本を窓口にご提出いただきます。なお領収書等の提出期限は、領収書に記載されている支払年月日の翌年3月15日までにご提出していただけます。注意点としては、領収書等の支払年月日は専用口座からのお引き出しと同じ年に属することが必要です。例えば、塾の授業料を12月1日に納めた場合は、同じ年の12月末までに専用口座から引き出す必要がございます。反対に塾に支払うため12月1日に口座からお金を引き出した場合には、12月末までに塾に授業料をお支払いする必要がございます。専用口座からのお引き出しと教育資金のお支払いが同じ年でなくてははいけません。同じ年に属していない場合は、教育資金以外の支出になり、贈与税の課税対象になってしまいます。

「教育資金贈与専用口座」の特徴は

- ① 1 金融機関 1 店舗に限定されております。(専用口座を2つ以上持つことはできません。)
- ② 1 人のお孫さまに対し、贈与する金額が1500万円以内であれば、複数の方(父方の祖父と母方の祖父など)からの申し込みも可能です。
- ③ 平成27年12月25日までであれば、1500万円に達するまで複数回に分けて贈与することも可能です。例えば、今年500万円、来年500万と2回に分けて贈与することができます。

「教育資金贈与専用口座」の解約は、

- ① 預金者(お孫さま)が30歳になられた場合
- ② 預金者(お孫さま)が亡くなられた場合
- ③ 残高がゼロになり、預金者(お孫さま)と当行で特約終了の合意があった場合

のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合は直ちにご解約いただけます。

それではここで、非課税となる教育資金について説明します。

1. 学校等(パンフレットを参照してください)に直接支払われる金銭(上限1500万円)
 - 入学金、授業料、入園金、保育料や施設管理費
 - 入学・入園試験の検定料
 - 学用品の購入費
 - 修学旅行費や給食費、その他学校における教育に必要な金銭ただし、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象
2. 学校以外の者に直接支払われる金銭(1500万円のうち500万円が上限)

- 学習塾、そろばん教室など、役務の提供の対価や施設使用料など
- スポーツ(水泳・野球・サンカー等)や芸術(ピアノ・絵画・バレエ等)、その他の教育向上のための活動(習字・茶道など)に係る指導料など

この制度の目的は、日本の個人金融資産1,500兆円の約6割を保有している60歳以上の祖父母世代の金融資産を若年世代に移転させるとともに、教育、人材育成をサポートするためのものです。日本の教育費については私費負担割合が大きく、家計に占める教育費負担も年々高くなっており、幼稚園から大学まですべて私学に進学した場合には約2200万円の教育費が必要とされています。

文部科学省の要望書によると平成23年の幼稚園、小中学校、高等学校、大学の入学人数は約465万人。このうち子供の教育資金を目的に貯蓄を行っている家庭が約2割であると言われており、このことを踏まえると、一年間にこの制度を利用する可能性がある人は、93万人にも上るとしています。

電通が3月1日～3月3日関東1都6県で小学生以下の孫のいる祖父母2000名に、調査を行いました。同制度を「よいと思う」または「まあ良いと思う」と答えた祖父母は52%で、それを祖父母別にみると、祖父は57.3%、祖母は46.1%と、同制度に対する評価は祖父では6割近くが肯定的な評価でした。

次に、孫への贈与の意向を尋ねてみたところ「贈与したい」は6.6%、「贈与を検討してみたい」が37.9%で、約45%の祖父母が贈与の意向を示しています。贈与希望額の平均は482万円で、祖父の平均年収とほぼ同額でした。なお、贈与意向のある祖父母がサポートしたい孫の教育資金は、1位「大学」51%、2位「高校」32%、3位「スポーツ・芸術などの特殊な教育」18%などとなっています。

4月の制度開始から4ヶ月たった8月15日現在、大手信託銀行4行の契約残高は計2000億円弱、契約数は計3万件近くに達しました。当初4信託は制度の贈与期限となる平成27年12月末までに、合計5万4千件程度の申込みを見込んでいましたが、5ヶ月弱で5割を超えました。複数の孫やひ孫に贈与できるとあって、数千万円から1億円を超える資金を贈与する人が相次ぐほどの過熱ぶりだそうです。

祖父母世代が飛びつくように、この制度を利用し贈与している理由は大きく3つあります。

- ① 孫やその親が喜ぶこと。
- ② 入学金から授業料、学習塾からゴルフスクールまで非課税の範囲が広いこと。
- ③ 相続税対策になること。

平成25年度の税制改正で、平成27年1月以降の相続から相続税の基礎控除を縮小、最高税率を引き上げることが決まりました。相続税の対象となる課税資産は、遺産から基礎控除額を差し引いて計算します。基礎控除が縮小すると、それだけ相続税負担は増加します。

基礎控除は従来の「5000万円+1000万円×法定相続人数」から「3000万円+600万円×法定相続人数」に縮小されます。例えば、相続人が3人の場合、基礎控除額は8000万円から

4800 万円に、3200 万円も縮小となります。この基礎控除の引き下げにより、相続税の課税対象になる人が 100 人に4人から100人に6人増加すると試算されています。そこで、この「教育資金贈与専用口座」制度を利用して、相続税対策に活用しようとしている人が多いと思われる。

最後に制度の注意点について3つ申し上げます。

- ① お孫さまが 30 歳になった時点でお金が使い切れず、残った場合には贈与税がかかります。20 歳を超えたお孫さまに 1500 万円贈与しても、非課税の範囲内で使い切るのは難しいと思います。また、相続財産を減らすという目的が強すぎて、多額のお金を贈与するのも、後で、結局課税されることになりかねません。こうした事態を避けるには、お孫さまの年齢やお子さまの考えなどをもとに教育資金として、お金がいくらかい必要となるか十分に計算した上でご利用したほうが良いと思います。
- ② 一度贈与した資金は返金できません。よって、贈与した後になって、贈与した祖父母さま自身が、病気で多額な医療費がかかったり、老人ホームへ入居するための一時金が必要となったりして、返金したいといっても後の祭りです。贈与はあくまでも老後の必要資金を考えた上で、余裕のある範囲にとどめることが大切です。
- ③ 複数のお孫さまに贈与する場合、節税効果ばかり考え、年齢や在籍する学校によって金額に大きな差をつけると、相続時にお孫さまの親同士が争う原因になりかねません。事前によく話し合っておくことが必要です。

以上で、「教育資金贈与専用口座」についての卓話を終わりとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

—————ニコニコ—————

佐野幸雄君

ボーリング大会 2 位になりました。同伴者の杉浦さんと宮内さんにひっぱられて、いいスコアが出せました。

杉浦武君

両 R C 合同スポーツ、ボーリング大会で東クラブが団体優勝、個人では 3 位で素晴らしい賞品をいただきました。懇親会では盛り上がり両クラブ親睦を深めることが出来ました。参加者の皆様お疲れ様でした。

銚子・銚子東 R C 合同スポーツ大会

平成 25 年 8 月 21 日 (水)

ボーリング大会「銚子エースレーン」懇親会「甚作」

- ✳️ 優勝
銚子 RC 白濱会員
- ✳️ 準優勝
東 RC 佐野会員
- ✳️ 3 位
東 RC 杉浦会員



- ✳️ 団体優勝
銚子東 R C
巨大表彰状授与



前回の例会 (8/27) 報告

点 鐘 宮内 博 会長

出席報告

会員総数	42 名	出席規定除外数	8 名
出席者	30 名	出席率	75.00 %
8月6日		確定出席率	74.36 %

来訪ロータリアン なし

欠席者 10名

メイクアップ

平野君 (9/1R情報研究会)

スモールコインBOX	小 計 ¥ 2,650-
	累 計 ¥ 20,143-
ニコニコBOX	小 計 ¥ 4,000-
	累 計 ¥ 95,000-

銚子東ロータリー・クラブ

銚子市三軒町19番地の4 銚子商工会館内 TEL0479(23)0750 FAX0479(25)8789
メール c-higashirc@tcs-net.ne.jp URL <http://www.tcs-net.ne.jp/~rc>

例会日時及会場 毎週火曜日 12時30分点鐘 銚子商工会館5階大会議室
会長 宮内 博 副会長 石井 哲也 幹事 釜谷 藤男
クラブ広報・会報委員会 宮内 勝利・佐野 幸雄・宮内 宗一・杉浦 武
表紙題字 網中喜一郎初代会長

R. I 第2790地区

ほととぎす 銚子は国の とっばずれ

古 帳 庵

江戸小網町の豪商鈴木金兵衛夫婦 (古帳庵 古帳女) が銚子に遊んだときに

詠んだもので、この碑は圓福 (円福) 寺に現存する。